

バブル経済崩壊を経た会員権の変遷

A、はじめに

ゴルフ場の法的整理が進む以前のゴルフ会員権は、極論すると預託金証券か或いは株券かに、大別する事が出来た。しかしながら法的整理が進むにつれて、様々な性格の会員権が出現して来た。

本小論は、ゴルフ会員権の現状把握とそれを告知して行く事を目的としており、それ以上でもそれ以下でも無い。

B、デフレ経済下のゴルフ場倒産と会員権

バブル経済崩壊以降長きに渡りデフレ経済が進行する中で、ゴルフ会員権も又その経済動向の一環として、多分に影響を受け安価になった。

多くのゴルフ場・クラブは預託金制度を採用しており、会員が退会申請した場合、速やかにゴルフ場・クラブより預託金返還を受ける事が出来たならば、会員権相場はその預託金額以下に下落する事も無かつたであろうし、ゴルフ場に対する大きな信用崩壊には至らなかったと思われる。

残念ながら原始会員が預けた預託金に付いては、ゴルフ場自体でその償還原資を持ち合わせていないケースが多かった事から、民事再生法が施行された2000年4月以降雪崩をうつかの如く、預託金償還に苦しむゴルフ場の多くが、法的整理へ舵を切る事に成ったのである。

法的整理と一口に言っても中身は、会社更生法も有れば民事再生法も有り、又破産もある。しかし何と言っても民事再生手続きを申請するゴルフ場企業は、後を絶たなかったのである。法的整理をしたゴルフ場は、1991年以降2015年12月現在でその数747企業、931コースと成っている。

所謂倒産に関する参考資料は、下記の通り。

	年	企業数	コース数
1	1991年	2	0
2	1992年	3	3
3	1993年	6	5
4	1994年	3	2
5	1995年	6	6
6	1996年	4	2
7	1997年	9	29
8	1998年	11	14

9	1999年	27	20
10	2000年	25	26
11	2001年	55	63
12	2002年	97	130
13	2003年	79	132
14	2004年	82	110
15	2005年	71	80
16	2006年	52	59
17	2007年	41	48
18	2008年	30	32
19	2009年	26	29
20	2010年	26	27
21	2011年	26	27
22	2012年	26	44
23	2013年	10	10
24	2014年	13	14
25	2015年	17	19
		747	931

(一季出版株式会社資料より)

ではこの様な結果、法的整理を経たゴルフ場のゴルフ会員権は、その後どの様な変遷を遂げて行ったのであろうか。それは次の5パターンに分類される。

- ① 無額面のプレー会員権
- ② 預託金(弁済率)を有する従来通りの会員権
- ③ (中間法人制)へ移行したクラブの会員権
- ④ 株主制へ移行したクラブの会員権
- ⑤ 永久債となった会員権

C、分類した会員権に対する補足説明

1、倒産したゴルフ場の会員権_無額面のプレー会員権

多くのゴルフ場倒産劇は、預託金会員制の崩壊をも意味しており、倒産後のゴルフ場継承者がこの点を強く意識するしないにかかわらず、ゴルフ場再建後新たに発行された証券は無額面のものが大半と成った。

会社経営と言う観点からは、最も合理的判断であり負債勘定を残さない事は、過去の失敗を繰

り返さない反省の上に立ったものと言える。この事は、本来ゴルフ会員権が有していたプレー権と、預託金返還請求権と言う二面性の片方が減じられ、プレー権のみをもって会員権と呼称する様になった。

そしてこの様なゴルフ場が、多くなったのである。ではこの種の会員資格と1年間限定の登録会員とは、何をもってその差異があるのかと問えば、それはまさしく譲渡性以外の何物でもない。会員資格を継承出来るのか、或いは単年度で自動的に消滅してしまう資格なのか、と言う点である。利用権のみに集約された会員資格は、会員の質を厳格に問うと言うよりは、公序良俗に反しないプレーヤーである事が最低限求められるのであり、それ以上のものは逆に求めないのが現実となっている。

2、倒産したゴルフ場の会員権__預託金(弁済率)を有する従来通りの会員権

預託金を全く残さなかった会員権とは別に、ゴルフ場の法的整理に伴い弁済金を、或いは弁済金の中から新たに指定された金額をクラブへ拠出して再出発したクラブ、そしてその会員権がある。金額は千差万別である。数百万円が新預託金と成った会員権も有れば、数百円額面のものもある。

この種の会員権は額面金額こそ異なるものの、従来からの性格を有したものとその本質に変化は無い。しかしながら額面の低い会員権は、会員がひとたび会費納入の義務を怠り、その未納金額が預託金額を上回った場合、即座にクラブからは除名の対象となってしまうのである。現実に除名手続きは様々なクラブで進んでいる様で、2000年以前には見られない現象が現実起こっている。

片や預託金額が高いクラブは、どうであろうか？

やはりと言おうか、又もや償還に苦しんでいるゴルフ場がある様だ。法的整理時に、次なる償還期日は10年経過後としたクラブが多い事から、その迫りくる期日到来に合わせて二次倒産も懸念されている。

いずれにせよ高い預託金額の会員権に付いては、従来と何ら変わりのない状況が現在も継続中で有り、法的整理の意味合いが薄れて来ていると言える。高い預託金額を残した再建は、真の解決策に成り得ない何よりの証左と言える。

3、倒産したゴルフ場の会員権__(中間法人制)へ移行したクラブの会員権

次に中間法人を設立して、法的整理へ導いたゴルフ場も少なくない。

それは2001年6月15日に公布され、翌2002年4月1日に施行された中間法人法が、裏付け

となっていた。後に当該法律は公益法人制度改革により、2008年12月1日に廃止された。しかしながらそれは今日、有限責任中間法人から一般社団法人として、ゴルフ場経営会社と会員とをより密接に繋ぐ組織として、機能は継承されている。

ゴルフ場経営会社にとり 一般社団法人制は、野放図に押し寄せる預託金償還請求をコントロールし、安定した経営を追求しなければならない必然性から、至極当然の選択肢となっている。そしてこの様な経営者の目論見と位置付けが、現在の一般社団法人に与えられた使命なのと言える。

人様の資金を充てにしなければ造れなかったと言うゴルフ場の出発点自体が、禍根を残す最大の要因で有った事を、歴史から学ぶ事が出来る。

更に元をたどるので有れば、原始会員によるクラブへ預けるべき資金が、ゴルフ場経営会社の管理下と成ってしまっていたと言う、この事の反省無しに再出発は有り得なかった。一般社団法人制はゴルフ場経営会社とクラブ、会員との関係をより明確な関係性でくくるものとしては、より良い組織形態に成り得る可能性を秘めている。

4、倒産したゴルフ場の会員権_株主制へ移行したクラブの会員権

次に株主形態へ移行した会員権が有る事を、記しておく必要が有る。株主制へ移行したクラブは数コース散見されるものの、全てが法的整理を経たものでは無い事から、又全てのクラブに於いて情報開示されている訳では無い事から、ここでは代表例を述べるに留めたい。

重要な事は、ゴルフ黎明期に採用されたクラブ組織としての株主制とは別に、数こそ少ないものの、今日新たにその制度を採用したクラブが有る事だ。

浜野ゴルフクラブは、外資系ゴルフ場グループへ組み入れられる事を嫌った会員が、会社更生手続きを経て、自主再建に成功した第一号とも言えるゴルフ場である。

その再建過程に於いて、弁済金の中から指定金額を新経営会社へ出資する事で、旧会員は新経営会社の株主と成り、新たに株主会員制クラブが成立したのである。次に法的整理を経ないクラブとしては、山田クラブ21を上げられる。法的整理を回避し、株主制へ移行している。

5、倒産したゴルフ場の会員権_永久債となった会員権

最後に会員権を永久債化する事で、新たな組織へ移行したクラブが有る。

永久債とは聞きなれない用語で、ある意味つかみどころの無いものだが、乱暴な言い方であるとのそしりを敢えて甘んじて表現するならば、ゴルフ場経営会社の解散時に会員の保有する債権額に応じて、配当金を受け取る事の出来る権利、とでも言えるのでは無いだろうか。

代表例としては、栃木県の南摩城カントリークラブを上げられる。

D、最後に

会社更生法或いは民事再生法と言うゴルフ場経営会社による明確な法的手続きに対しては、義憤に駆られて真っ向勝負に挑む会員が多いのも事実だが、なし崩しの説得工作に対しては、明確な反対のビジョンをもって、その御旗のもとに会員が結集して運動を展開する事例を筆者はあまり知らない。

これは単に民族性や国民性などで、説明出来るものでは無い様に思える。いずれにしてもバブル経済崩壊は、日本でゴルフ場が開発・導入されてから約 80 年が経過した時点での、ゴルフ文化のターニングポイントとなった。それから更に約 20 年の歳月を要したこの間は、新たに日本に於けるゴルフ場の在り方、会員組織の在り方が問われた年月で有った様な気がする。それはある意味次の成長パターンを模索する、生みの苦しみの期間と言えなくも無いだろうか。

日本人はゴルフ 100 年の歴史をもって、それを自らの生活の一部として、スポーツとして、娯楽として、コミュニケーションツールとして取り入れて来た。模倣から始まり、それを噛み砕いて、自らの文化までに昇華させた日本人だが、今後更に発展させる術が、今問われている様に思える。ゴルフ会員権も又その渦中にあり、手さぐり状態と言える。生みの苦しみから脱却出来る日は、何時に成るのだろうか。

2016 年 7 月 21 日

タクト株式会社

〒101-0051

東京都千代田区神田神保町 2-20 M2 ビル

TEL 03-3239-2481 / FAX 03-3512-7580

E-Mail: ohno@hanzo. cp. jp